

知多市公告第58号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更するため当該都市計画の案を次のように一般の縦覧に供する。

なお、本市の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに当該都市計画の案について知多市に対し、意見書を提出することができる。

令和6年9月3日

知多市長 宮 島 壽 男

1 都市計画の種類及び名称

知多都市計画生産緑地地区

2 都市計画を変更する土地の区域

知多市の区域の一部

3 縦覧場所

知多市役所都市整備部都市計画課

4 縦覧期間

令和6年9月3日から令和6年9月17日まで